

滋 防 危 第 1 3 8 7 号
令和 2 年 (2020 年) 8 月 24 日

液化石油ガス販売事業者
保安機関 } 様

滋賀県知事公室防災危機管理局長
(公印省略)

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について

令和 2 年 7 月に福島県郡山市の飲食店において、ガス漏えいが疑われる大規模な爆発事故が発生しました。

また、滋賀県内においてもこの事故後間もない期間で、供給設備における原因が明らかになっていない漏洩火災事故が発生しています。

つきましては、液化石油ガス販売事業者等におかれましては、液化石油ガス供給設備および消費設備の確実な点検、管理をお願いするとともに、下記についても対応をお願いします。

記

- ① 液化石油ガス販売事業者等による日頃の調査、点検等業務について不足がないか再点検を実施していただき、特に容器交換時の点検を行う保安機関は、供給設備に普段と違う点がある場合は、液化石油ガス販売店（委託者）に知らせるようにして下さい。
- ② 業務上ガスを使用する一般消費者等が休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合、また、リフォーム等工事を行う際には、液化石油ガス販売業者に連絡が必要であることを機会あるごとに一般消費者等に周知して下さい。
- ③ ガス臭いなどの異常がある場合、緊急連絡先へ連絡をするように一般消費者等に機会あるごとに周知をして下さい。
- ④ 業務用施設におけるガス警報器とガスメーターの連動遮断を採用するなど、安全機器の設置を促進して下さい。また、ガス警報器は、常に電源（コンセント等）に接続しておいて下さい。

(担当)

滋賀県知事公室防災危機管理局

消防・保安係 原田

TEL:077-528-3433

FAX:077-528-6037